

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月13日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第41号

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める
金額を定める規則の一部を改正する規則

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部1の項中「177,950円」を「186,050円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「88,980円」を「92,980円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和7年8月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお従前の例による。

（介護補償の内払）

- 3 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定に基づく介護補償（適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。